

## 令和6年度狭山市介護サービス事業者指導及び監査方針

### 1 指導及び監査について

狭山市が指定する地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は都道府県知事が指定する介護サービス事業を行う介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、介護保険法、狭山市指定介護保険サービス事業者に係る指導及び監査実施要綱、その他の関係法令に定める介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底を図ることを目的に実施する。

### 2 集団指導

集団指導については、適正なサービスを提供するための事業者に対する運営上の留意事項や遵守すべき介護保険関係法令等を周知し、運営指導における指摘事項の注意喚起を図る。

### 3 運営指導

運営指導については、事業者等を個別的に指導するため、原則事業所の实地において、事業所の関係者から関係書類を基に説明を求める面談の方式により実施する。

なお、運営指導の実施の時期は、原則として9月から翌年2月までとし、実施日については、対象事業者と調整の上決定する。

ただし、苦情や通報等に基づき臨時に実施する運営指導については、この限りではない。

### 4 運営指導の重点項目

- (1) 人員に関する基準の遵守
- (2) 設備に関する基準の遵守
- (3) 介護報酬の適正な算定
- (4) 虐待防止対策
- (5) 業務継続計画策定

### 5 監査

運営指導中に著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすと判断された場合や、介護報酬等の請求に明らかな不正又は著しい不当が疑われる場合は、監査へ移行する。